

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成19年3月26日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成19年3月26日(月) 午前10時 開会
午前11時32分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	村上英明	委員	森西 正
委員	安藤 薫	委員	上村高義	委員	三宅秀明
議長	三好義治	副議長	川端福江	議員	石橋徳治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局次長代理	上 清隆
同局主幹	日垣智之	同局書記	中井真穂	同局書記	湯原正治

1. 案件

- ・議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分の審査
- ・追加議案、上程の決まった意見書等の議事日程、扱いについて

(午前10時 開会)

○柴田委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。助役。

○小野助役 平成18年度も今週一週間とあとわずかとなりました。本日、年度末で何かとお忙しい中、議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

現在、開催していただいております平成19年第1回定例会では、慎重審議をいただき、あらためてお礼申し上げます。

今回、すでに配付させていただいておりますように予算案件を含め2件を追加提案させていただきたく存じます。

概略については、総務部長から説明をいたさせていただきます。よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。総務部長。

○奥村総務部長 それでは、追加提案させていただきます議案第33号、平成18年度摂津市一般会計補正予算書(第5号)は次の議案第34号、訴訟の和解及び損害賠償の額を定める件に係る所要額を計上したものでございます。

今議会に提案しております、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算(第4号)に続き追加補正いたすものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,804万8,000円を追加し、その総額を329億2,133万7,000円と致すものであります。

歳入では雑入で自動車損害賠償保険金7,804万8,000円を計上してお

り、歳出では賠償金7,000万円を計上しております。この差額は概算払いで既に支出している賠償金に充当する保険金が収入されることによるものであり、財政調整基金積立金で調整しております。

次に議案第34号、訴訟の和解及び損害賠償の額を定める件についてですが、これは、平成13年6月27日に、烏飼下3丁目8番19号地先で、発生しました塵芥収集車による人身事故によるものであります。事故後、被害者を救急車で病院に搬送しましたが、左足が麻痺して動かなくなり入院となりました。入院期間は平成14年4月30日まで308日間続き、その後、平成14年5月1日から平成17年9月9日まで通院治療が続きました。その間、数度となく協議を進めておりましたが、合意に至りませんでした。その後、平成18年4月6日に、被害者が吹田簡易裁判所に調停を申し立てされましたが、調停が成立せず平成18年6月28日に被害者が大阪地方裁判所に提訴されました。4回にわたる口頭弁論を進める中で、裁判所から和解案が提示されてまいりました。その内容は、過失割合を本市100%、相手側0%とし、本件事故による損害賠償として、既払金2,498万7,872円を除き、7,000万円を相手方に追加支払するというものであります。裁判におきまして、相手側の過失や症状固定時期までの長さ等について市は異論を主張しておりましたが、裁判所が和解提示されております内容から考えますと、受け入れられる可能性がないこと。さらに市民相手の係争において、解決の長期化は望ましくないことから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この損害賠償額につきましては、

社団法人全国市有物件災害共済会及び自動車損害賠償責任共済保険より全額補填されるものでございます。

以上、追加議案の概略説明といたします。

○柴田委員長 概略説明を受けました。

この際、質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時6分 再開)

○柴田委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。上代理。

○上事務局次長代理 それでは、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、69ページから71ページに記載の議会費に係わります部分につきまして、補足説明を申し上げます。

議会費予算につきましては、議員報酬をはじめ、議会を運営するために要する経常的な経費が中心でございます。

その主なものといたしましては、議長公務に係わります議長会関係出席の旅費、負担金、本会議・委員会の記録作成のための諸経費、議会の活動報告に要する経費、議員調査活動費用の助成、その他議会事務に要する経費を計上いたしております。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算のうち、26ページの議会費に係わります部分について、補足説明を申し上げます。

今回の補正はいずれも年度末を見通し、精査いたしまして執行差金を減額するも

のでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わり、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時 8分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○柴田委員長 再開します。

それでは、追加議案並びに上程の決まった意見書等の議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

○日垣事務局主幹 それでは、追加案件、意見書等の上程に関わりまして、3月29日の議事日程についてご説明させていただきます。

この日につきましては、先日の委員会で日程1、一般質問としておりましたが、質問通告がなかったことから、それを削除し、日程1といたしまして、請願第2

号を除く、議案第1号など29件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。

この日程1の29件を採決グループごとにまとめるように順序を並べ変えまして、備考欄に採決の方法を記載させていただきます。

先ほどの協議会での態度表明をもとに整理いたしますと、議案第1号、議案第3号から議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第19号、議案第30号、議案第32号が一括起立採決となります。

それから、議案第2号、議案第5号、議案第7号、議案第10号から議案第12号、議案第14号から議案第15号、議案第20号から議案第29号、議案第31号が一括簡易採決となります。

日程2が、請願第2号、下水道使用料金の値上げ中止を求める請願で所管の委員長から申し出があり、閉会中の継続審査の手続きを簡易採決で行うこととなります。

次に日程3からが、追加議案2件の審議で日程3が、議案第34号、訴訟の和解及び損害賠償の額を定める件で即決でございます。

日程4が、議案第33号、平成18年度摂津市一般会計補正予算で即決でございます。

日程5が、本日上程が決まりました意見書等でございます。一括上程のうえ即決でございます。議会議案第1号から議会議案第6号が一括簡易採決となります。

なお、この議事日程と議会議案につきましては、3月29日の本会議開会までに議場配付とさせていただきます。

○柴田委員長 先ほど、石橋議員、どうもすみません。あらためて、委員長から

お詫びしときます。

ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

これをもって、本委員会を閉会します。

(午前11時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁勝

議会運営委員 三宅 秀明